

合併協定書

小笠町

菊川町

1 合併の方式

小笠郡小笠町及び同郡菊川町（以下「両町」という。）を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年（西暦2005年）1月17日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、菊川市とする。

4 新市の事務所の位置

(1) 新市の事務所の位置は、菊川町堀之内61番地（現在の菊川町役場）とする。

(2) 現在の小笠町役場は、新市の支所とする。

5 財産の取扱い

両町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び

第7条の規定は適用せず、合併の日から50日以内に選挙を実施する。

なお、地方自治法第91条第1項の規定による新市の議会の議員の定数は、22人とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の委員については、新市に一つの農業委員会を置き、両町の農業委員会の選挙による委員であった者については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 地方税の取扱い

(1) 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及びたばこ税の税率については、現行のとおりとする。

(2) 個人町民税の普通徴収、固定資産税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、次年度から統一する。

また、個人町民税の特別徴収、法人町民税、軽自動車税及びたばこ税については、現行のとおりとする。

(3) 都市計画税の賦課については、現行のとおり課税する。ただし、小笠町の区域については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第

1項の規定を適用し、課税しないこととし、合併年度及びこれに続く5年度以内に統一する。

(4) 督促手数料の徴収については、現行のとおりとする。

9 事務組織及び機構の取扱い

(1) 新市における組織・機構については、次の基本方針に基づき整備する。

ア 新市建設計画の実現に向けた政策や施策を迅速かつ的確に推進するため、部を設置し、責任ある計画・執行体制の確立とマネジメント機能の強化を図る。

イ 部の下に課・室・係を置き、極力少人数の組織は編成しないで、目的指向型の機動的な組織・機構とする。

ウ 新市の政策全般を企画調整し、トップの意思決定を支える情報拠点を確立するため、企画部門を充実する。

エ 地域コミュニティセンターを中心とした地域自治を推進し、行政と住民との連携体制を一層強化するため、地域経営の戦略部門を設置する。

オ 地域情報化及び電子自治体の実現に的確に対応し、一層の住民サービスを図るため、情報政策部門の強化を図る。

カ 住民サービスをより一層充実させるため、窓口事務の効率化・迅

速化を推進し、窓口サービスの強化を図る。

(2) 支所機能については、住民サービスの充実と地域自治の推進を図るよう、次の基本方針に基づき整備する。

ア 住民票や各種証明書の発行、住民異動に伴い発生する一連の手続き、福祉関係の各種申請業務の受付など、住民に身近な窓口機能を有する組織・機構とする。

イ 災害等に迅速に対応できる組織・機構とする。

ウ 自治会組織との連携を一層強化し、地域コミュニティを推進できる組織・機構とする。

エ 本庁と通信情報機器のネットワークを構築し、情報の共有化を図り、可能な限り共通したサービスが提供できる組織・機構とする。

オ 経験豊富な職員を配置し、住民からの相談業務等に的確、迅速に対応できる組織・機構とする。

10 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 両町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。

(3) 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整

し統一を図る。

- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

11 特別職の身分の取扱い

- (1) 常勤の特別職の身分については、法令の定めるところによる。
給料の額については、現行の給料額及び同規模の自治体の例を参考に調整する。
- (2) 議会の議員の報酬の額については、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を参考に調整する。
- (3) 消防団の報酬の額については、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を参考に調整する。
- (4) 行政委員会の委員の身分については、法令の定めるところによる。
報酬の額については、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を参考に調整する。
- (5) 附属機関の委員その他の特別職については、その必要性について検討の上、調整する。その身分及び報酬の額については、現行及び同規模の自治体の制度を参考に調整する。

12 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等については、新市における一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から次のとおり調整する。ただし、新市において、適正な料金の在り方等について、引き続き検討する。

- (1) 両町で差異のない使用料、手数料等及びどちらか一方の町で設定している使用料、手数料等については、現行のとおりとする。
- (2) 窓口手数料については、現行のとおりとする。ただし、臨時運行許可申請手数料は、菊川町の制度に統一する。
- (3) 農業関係手数料については、合併時に小笠町の制度に統一する。
- (4) 児童館使用料については、合併時に菊川町の制度に統一する。
- (5) 保育所保育料については、合併年度は現行のとおりとし、次年度から小笠町の制度に統一する。ただし、第5階層の3歳児未満については、菊川町の制度に統一する。
- (6) 道路及び河川占用料金については、合併年度は現行のとおりとし、次年度から静岡県 の例により再編する。
- (7) 町立幼稚園の保育料については、当面現行のとおりとし、新市において幼稚園の在り方を検討した上で調整する。
- (8) 放課後児童クラブ利用料については、合併時に菊川町の制度に統一する。ただし、冬休み又は春休みのみ利用する場合の利用料について

は、小笠町の制度に統一する。

(9) 小学校及び中学校の学校給食費については、合併時までに小笠町の料金を基本に統一する。ただし、幼稚園の給食費については、当面現行のとおりとし、新市において新しい料金を設定する。

(10) 社会体育施設及び学校体育施設の使用料については、合併時に新しい料金を設定する。

13 公共的団体等の取扱い

(1) 町内会及び自治会については、合併時に統合するよう調整に努める。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。

(2) 社会福祉協議会については、合併時に統合する。

(3) シルバー人材センターについては、平成18年4月を目途に統合する。

(4) 土地開発公社については、合併時までに構成する町と協議の上、調整する。

なお、現在の土地開発公社に引き続き加入する方向で調整する。

(5) 商工会、文化協会その他の公共的団体については、合併後統合するよう調整に努める。

14 補助金、交付金等の取扱い

(1) 新市将来構想及び新市建設計画に沿った、将来を見据えた調整を図

る。

- (2) 平成18年度を目途に、行政評価システム（公表までを含む。）を導入する。これを踏まえ、合併時までには、補助金、交付金等について、試行的に事務事業評価を取り入れ、ゼロベースでの見直しを行う。

15 町名・字名の取扱い

町名・字名については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名・字名については、地区住民の意向を確認した上で変更する。

16 慣行の取扱い

- (1) 市章、市歌、花、木及び鳥については、新市において新たに定める。
- (2) 憲章及び宣言については、新市において調整する。
- (3) 姉妹都市等については、継続を前提に新市において調整する。

17 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 賦課方式については、現行のとおり税方式とし、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式とする。
- (2) 国民健康保険税の税率及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、次年度から統一する。
- (3) 出産育児一時金支給及び葬祭費支給については、現行のとおりとす

る。

- (4) 人間ドッグ助成事業については、菊川町の制度に統一し、人間ドッグ事業を充実させる方向で検討する。

18 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険の料金及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、次年度から統一する。
- (2) 介護認定審査会については、新市においても現行の審査会体制を引き続き存続するよう調整に努める。

19 消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。ただし、分団の組織及び管轄区域については、当面現行のとおりとし、合併後地域の実情を踏まえた上で新しい組織を編成する。

20 上下水道事業の取扱い

- (1) 水道料金及び加入分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後調整し統一する。水道使用証明手数料その他水道関係手数料については、菊川町の制度に統一する。
- (2) 下水道事業（菊川町のみ）については、現在整備中であり、平成17

年度の供用開始を目指し、料金等についても公平負担の原則に基づき決定する。

21 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会については、設置しないものとする。ただし、合併後の新市の速やかな一体性の確立と均衡ある発展を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を新市において設置する。

22 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整方針に基づき、事務事業に支障を来すことのないよう、次の区分により整備する。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行しなければならないもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの

23 一部事務組合等の取扱い

- (1) 菊川町及び小笠町共立菊川病院組合及び菊川町及び小笠町衛生施設

組合については、合併の日の前日をもって解散し、これらに関する事務、財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐものとする。

(2) 小笠地区消防組合、掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合、東遠広域施設組合、東遠地区聖苑組合、小笠老人ホーム施設組合、東遠学園組合、中東遠看護専門学校組合、東遠定住圏施設組合、静岡県大井川広域水道企業団、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び静岡県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する方向で調整する。ただし、東遠定住圏施設組合の平成17年4月以後の取扱いについては、構成市町と協議調整の上、決定する。

(3) 榛原郡相良町外1ヶ町小笠郡菊川町学校組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日、現在の菊川町で事務の共同処理を行っている区域を対象区域として加入する方向で調整する。

(4) 東遠地区広域市町村圏協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する方向で調整する。

24 電算システム事業の取扱い

(1) 電算システムについては、住民サービスに支障を来すことのないよう、合併時からの安定稼動を最優先とし、安全かつ確実な移行を基本

とし統合を図る。

- (2) 地域情報化及び電子自治体の実現に的確に対応するため、合併後、新市において情報化計画を策定し、必要なシステムの構築、環境整備を図る。

25 各種事務事業の取扱い

- (1) 新市将来構想及び新市建設計画に沿った、将来を見据えた調整を図る。
- (2) 平成18年度を目途に、行政評価システム（公表までを含む。）を導入する。これを踏まえ、合併時までに、各種事務事業について、試行的に事務事業評価を取り入れ、ゼロベースでの見直しを行う。

26 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

小笠郡小笠町及び同郡菊川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく小笠町・菊川町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに両町長が署名調印する。

平成16年5月18日

小笠郡小笠町長 黒田 淳之助 印
(署名)

小笠郡菊川町長 太田 順一 印
(署名)

立 会 人

静岡県知事 石川 嘉延
(署名)

合併協議会委員(小笠町議会議長) 合併協議会委員(菊川町議会議長)

・ 寺本 達良
(署名)

・ 齊藤 明男
(署名)

合併協議会委員(小笠町議会議員) 合併協議会委員(菊川町議会議員)

・ 山下 康策
(署名)

・ 落合 敏夫
(署名)

合併協議会委員(小笠町議会議員) 合併協議会委員(菊川町議会議員)

・ 山本 瑛
(署名)

・ 小笠原 宏昌
(署名)

合併協議会委員(小笠町議会議員) 合併協議会委員(菊川町議会議員)

・ 齋能 守
(署名)

・ 戸塚 正晴
(署名)

合併協議会委員(学識経験者) 合併協議会委員(学識経験者)

・ 松下 敏
(署名)

・ 伊藤 尚冶
(署名)

合併協議会委員(学識経験者) 合併協議会委員(学識経験者)

・ 小島 忠
(署名)

・ 八木 康裕
(署名)

合併協議会委員(学識経験者) 合併協議会委員(学識経験者)

・ 加茂 ひろ子
(署名)

・ 岩澤 鈴子
(署名)

合併協議会委員（学識経験者）

- ・ 竹澤 健一
（署名）

合併協議会委員（学識経験者）

- ・ 宇佐美 貴朗
（署名）

合併協議会委員（学識経験者）

- ・ 久島 清
（署名）

合併協議会委員（学識経験者）

- ・ 鈴木 経雄
（署名）

合併協議会委員（学識経験者）

- ・ 三谷 末光
（署名）

合併協議会委員（学識経験者）

- ・ 依田 秀彦
（署名）

合併協議会委員（学識経験者）

- ・ 長谷川 澄
（署名）

合併協議会委員（学識経験者）

- ・ 山本 哲
（署名）

合併協議会委員（学識経験者）

- ・ 鈴木 孝治
（署名）

合併協議会委員（学識経験者）

- ・ 斉藤 民夫
（署名）

合併協議会委員（小笠町助役）

- ・ 赤堀 一士
（署名）

合併協議会委員（菊川町助役）

- ・ 澤田 元則
（署名）